

予算決算及び会計令

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1. 国の行為を秘密にする必要があるとき。
2. 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
3. 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
4. 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
5. 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
6. 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
7. 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。